

## 鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 15 日（火）第3195号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更 (森づくり推進課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (社会福祉課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (4件) (社会福祉課取扱い) 3
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出 (2件) (社会福祉課取扱い) 4
- 葛輪地区特定漁港漁場整備事業計画案の縦覧 (漁港漁場課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の計画の決定 (5件) (農地整備課取扱い) 5
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 (2件) (農地整備課取扱い) 6
- 海岸保全区域の指定の廃止 (5件) (農地整備課取扱い) 7
- 海岸保全区域の指定 (5件) (農地整備課取扱い) 7
- 道路の区域の変更 (2件) (道路維持課取扱い) 22
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課取扱い) 23
- 港湾区域に接する海岸保全区域のうち港湾管理者の長である長島町長が管理する区域の指定 (河川課取扱い) 23
- 鹿児島港港湾計画の変更の概要 (港湾空港課取扱い) 23
- 公 告
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 24
- 落札者等の公告 (農業開発総合センター取扱い) 24
- 教育委員会教育長告示
- 技能教育のための施設の指定 (高校教育課取扱い) 25
- 選挙管理委員会告示
- 直接請求の連署に必要な有権者の数 (※) (選挙管理委員会取扱い) 26
- 公安委員会告示
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 27

## 告 示

## 鹿児島県告示第220号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 保安林の所在場所  
日置市吹上町永吉字宮田ヶ谷2422番1から2422番7まで
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第221号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年3月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 解除予定保安林の所在場所

大島郡瀬戸内町大字篠川字深山209番1（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

## 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第222号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年3月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年4月25日鹿児島県告示第765号

## 2 変更に係る指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

## (2) 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第223号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成28年3月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
くにみ薬局加治木店	始良市加治木町反土1402番地2第2コバヤシビル101号	平成28年1月9日

南大隅町立佐多診療所	肝属郡南大隅町佐多伊座敷3892番地	平成28年1月3日
------------	--------------------	-----------

## 鹿児島県告示第224号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成28年3月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
南大隅町立佐多診療所	肝属郡南大隅町佐多伊座敷3846番地	平成28年1月4日
国分脳神経外科分院	霧島市国分向花133番地2	平成28年2月1日
神前クリニック	南さつま市加世田川畑12575番地1	平成28年2月1日

## 鹿児島県告示第225号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成28年3月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 者		事 業 所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人菊野会	南九州市川辺町平山3815番地	川辺訪問看護ステーション小菊	南九州市川辺町平山3815番地	平成28年2月1日

## 鹿児島県告示第226号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

平成28年3月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 者		事 業 所		指定年月日	サービスの種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
医療法人浩愛会	垂水市田神3536番地1	池田温泉クリニック居宅介護支援事業所	垂水市田神3536番地1	平成27年12月1日	居宅介護支援
医療法人みゆき会	日置市日吉町日置390番地1号	小規模多機能ホームひおきの丘	日置市日吉町日置407番地1号	平成27年12月1日	小規模多機能型居宅介護，介護予防小規模多機能型居宅介護
株式会社のぞみメ	始良市加治木町新富	のぞみ薬局	始良市加治木町新富	平成27年	居宅療養

ディカル	町112番地		町112番地	11月1日	管理指導，介護予防居宅療養管理指導
------	--------	--	--------	-------	-------------------

## 鹿児島県告示第227号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

平成28年3月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
森山貴信	こくぶ整骨院 霧島市国分中央五丁目18番29-1	平成28年 1月4日	柔道整復
大倉恵子	恵風鍼灸院 霧島市国分重久1768-2	平成28年 1月15日	はり，きゅう

## 鹿児島県告示第228号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成28年3月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
医療法人こころの陽 始良市宮島町55-10	訪問看護ステーションこもれ陽 始良市宮島町55-8	事業所の所在地	始良市宮島町55-10	始良市宮島町55-8	平成28年2月1日

## 鹿児島県告示第229号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成28年3月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
医療法人こころの陽 始良市宮島町55-10	居宅介護支援事業所虹の陽 始良市宮島町55-8	事業所の所在地	始良市宮島町55-10	始良市宮島町55-8	平成28年2月1日

## 鹿児島県告示第230号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定により葛輪地区特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知

事に対し意見書を提出することができる。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧期間

平成28年 3 月 15 日から同月 30 日まで

2 縦覧場所

鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関並びに長島町役場水産商工課

**鹿児島県告示第231号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営ため池整備，用排水施設整備（用排水施設）（農業用排水施設整備及び農用地保全）霧島1地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成28年 3 月 16 日から同年 4 月 13 日まで

3 縦覧場所

霧島市役所耕地課

**鹿児島県告示第232号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）亀銅地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成28年 3 月 16 日から同年 4 月 13 日まで

3 縦覧場所

南九州市役所耕地林務課

**鹿児島県告示第233号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営用排水施設整備（用排水施設）（農業用排水施設整備）水車地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成28年 3 月 16 日から同年 4 月 13 日まで

- 3 縦覧場所  
伊佐市役所農政課

#### 鹿児島県告示第234号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営ため池整備、用排水施設整備（用排水施設）（農業用排水施設整備及び農用地保全）恒次地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 3 月 16 日から同年 4 月 13 日まで
- 3 縦覧場所  
湧水町役場建設課

#### 鹿児島県告示第235号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営ため池整備（農用地保全）知名地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 3 月 16 日から同年 4 月 13 日まで
- 3 縦覧場所  
知名町役場耕地課

#### 鹿児島県告示第236号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営農村振興総合整備霧島西部地区下有川換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 3 月 16 日から同年 4 月 13 日まで
- 3 縦覧場所  
霧島市役所耕地課

#### 鹿児島県告示第237号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営農

村振興総合整備霧島西部地区宮原・久留味川換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 3 月 16 日から同年 4 月 13 日まで
- 3 縦覧場所  
霧島市役所耕地課

**鹿児島県告示第238号**

平成 4 年 1 月 10 日鹿児島県告示第33号で指定した下井地区海岸保全区域を、海岸法（昭和31年法律第101号）第 3 条第 1 項の規定により廃止する。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第239号**

海岸法（昭和31年法律第101号）第 3 条第 1 項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

下井地区海岸保全区域

鹿児島県鹿児島湾沿岸国分海岸下井地区海岸

区	域
起点及び点No. 1 を直線で結んだ線，点No. 1 から点No.94までを順次に直線で結んだ線並びに起点及び点No.94を直線で結んだ線によって囲まれた区域	
起点 （霧島市国分湊字西田1303番 1 地先の起点標石の位置）	
点No. 1	（起点から275度49分26秒3.828メートルの点）
点No. 2	（点No. 1 から269度31分42秒2.251メートルの点）
点No. 3	（点No. 2 から182度30分 0 秒147.000メートルの点）
点No. 4	（点No. 3 から184度60分 0 秒22.000メートルの点）
点No. 5	（点No. 4 から197度45分 0 秒62.000メートルの点）
点No. 6	（点No. 5 から204度 0 分 0 秒61.000メートルの点）
点No. 7	（点No. 6 から221度60分 0 秒65.000メートルの点）
点No. 8	（点No. 7 から214度 0 分 0 秒97.000メートルの点）
点No. 9	（点No. 8 から143度 0 分 0 秒325.000メートルの点）
点No.10	（点No. 9 から110度30分 0 秒670.000メートルの点）
点No.11	（点No.10から110度15分 0 秒462.000メートルの点）
点No.12	（点No.11から72度30分 0 秒123.000メートルの点）
点No.13	（点No.12から50度15分 0 秒84.000メートルの点）
点No.14	（点No.13から49度30分 0 秒168.000メートルの点）
点No.15	（点No.14から59度15分 0 秒92.000メートルの点）
点No.16	（点No.15から28度15分 0 秒206.000メートルの点）
点No.17	（点No.16から16度14分 5 秒146.941メートルの点）
点No.18	（点No.17から285度42分13秒35.056メートルの点）
点No.19	（点No.18から285度 7 分 2 秒6.851メートルの点）
点No.20	（点No.19から192度29分51秒15.047メートルの点）

- 点No.21 (点No.20から284度31分12秒4.613メートルの点)  
点No.22 (点No.21から196度41分27秒111.219メートルの点)  
点No.23 (点No.22から206度8分39秒87.150メートルの点)  
点No.24 (点No.23から220度11分49秒42.377メートルの点)  
点No.25 (点No.24から240度16分14秒19.427メートルの点)  
点No.26 (点No.25から226度50分16秒80.043メートルの点)  
点No.27 (点No.26から256度32分18秒42.063メートルの点)  
点No.28 (点No.27から279度33分57秒262.910メートルの点)  
点No.29 (点No.28から5度15分5秒14.926メートルの点)  
点No.30 (点No.29から328度51分19秒9.443メートルの点)  
点No.31 (点No.30から249度51分46秒25.541メートルの点)  
点No.32 (点No.31から261度42分31秒22.169メートルの点)  
点No.33 (点No.32から270度3分9秒24.455メートルの点)  
点No.34 (点No.33から274度37分58秒130.392メートルの点)  
点No.35 (点No.34から274度38分36秒130.012メートルの点)  
点No.36 (点No.35から279度48分55秒18.420メートルの点)  
点No.37 (点No.36から15度31分24秒19.945メートルの点)  
点No.38 (点No.37から352度3分8秒94.925メートルの点)  
点No.39 (点No.38から269度40分1秒32.406メートルの点)  
点No.40 (点No.39から324度13分26秒5.264メートルの点)  
点No.41 (点No.40から358度37分10秒87.577メートルの点)  
点No.42 (点No.41から273度12分19秒13.828メートルの点)  
点No.43 (点No.42から273度12分19秒9.759メートルの点)  
点No.44 (点No.43から359度30分32秒73.291メートルの点)  
点No.45 (点No.44から275度51分22秒7.386メートルの点)  
点No.46 (点No.45から186度42分35秒19.350メートルの点)  
点No.47 (点No.46から183度18分48秒59.761メートルの点)  
点No.48 (点No.47から181度7分47秒22.299メートルの点)  
点No.49 (点No.48から192度31分44秒5.790メートルの点)  
点No.50 (点No.49から183度39分4秒21.281メートルの点)  
点No.51 (点No.50から209度21分28秒3.261メートルの点)  
点No.52 (点No.51から246度30分5秒2.227メートルの点)  
点No.53 (点No.52から262度51分49秒32.936メートルの点)  
点No.54 (点No.53から256度55分30秒42.765メートルの点)  
点No.55 (点No.54から273度46分37秒36.404メートルの点)  
点No.56 (点No.55から246度36分53秒3.580メートルの点)  
点No.57 (点No.56から185度16分13秒42.544メートルの点)  
点No.58 (点No.57から215度52分56秒5.152メートルの点)  
点No.59 (点No.58から249度42分37秒73.763メートルの点)  
点No.60 (点No.59から266度56分20秒16.632メートルの点)  
点No.61 (点No.60から277度53分53秒46.536メートルの点)  
点No.62 (点No.61から287度14分35秒213.327メートルの点)  
点No.63 (点No.62から286度19分11秒82.178メートルの点)  
点No.64 (点No.63から289度49分16秒77.791メートルの点)  
点No.65 (点No.64から296度44分43秒12.631メートルの点)  
点No.66 (点No.65から326度49分17秒5.518メートルの点)  
点No.67 (点No.66から3度17分10秒37.185メートルの点)  
点No.68 (点No.67から0度31分10秒46.540メートルの点)  
点No.69 (点No.68から271度55分50秒3.954メートルの点)  
点No.70 (点No.69から339度1分13秒6.325メートルの点)

点No.71	(点No.70から309度29分36秒33.376メートルの点)
点No.72	(点No.71から335度30分50秒2.935メートルの点)
点No.73	(点No.72から3度2分41秒17.735メートルの点)
点No.74	(点No.73から350度19分36秒5.606メートルの点)
点No.75	(点No.74から336度40分29秒7.455メートルの点)
点No.76	(点No.75から273度22分54秒13.840メートルの点)
点No.77	(点No.76から262度10分15秒25.357メートルの点)
点No.78	(点No.77から283度3分19秒4.448メートルの点)
点No.79	(点No.78から336度4分42秒35.931メートルの点)
点No.80	(点No.79から0度36分23秒11.870メートルの点)
点No.81	(点No.80から32度34分4秒40.016メートルの点)
点No.82	(点No.81から13度14分5秒35.935メートルの点)
点No.83	(点No.82から25度37分2秒27.162メートルの点)
点No.84	(点No.83から47度48分56秒5.424メートルの点)
点No.85	(点No.84から90度49分49秒34.670メートルの点)
点No.86	(点No.85から28度53分12秒6.240メートルの点)
点No.87	(点No.86から3度52分58秒67.139メートルの点)
点No.88	(点No.87から3度53分42秒6.131メートルの点)
点No.89	(点No.88から260度1分32秒12.690メートルの点)
点No.90	(点No.89から270度27分59秒23.097メートルの点)
点No.91	(点No.90から343度5分46秒17.065メートルの点)
点No.92	(点No.91から266度49分40秒1.699メートルの点)
点No.93	(点No.92から358度52分18秒46.672メートルの点)
点No.94	(点No.93から0度17分52秒46.548メートルの点)

鹿児島県告示第240号

昭和33年4月1日鹿児島県告示第253の2号で指定した海岸保全区域のうち、次の区域の指定を、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により廃止する。

平成28年3月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

沿岸名	海岸名	起 点	終 点	陸 海 域 界
鹿児島湾 沿岸	国分海岸 国分地区 海岸	霧島市隼 人町大字 住吉字東 川原669 番 地 (田)西 南角から 南西66度 20分距離 23メート ルの地点	霧島市国 分大字広 瀬字港国 道橋水戸 橋右岸橋 台取付部	陸域界 起点及び終点間の干拓堤防内法尻を結ぶ 区域、但潮遊池附近は潮遊池堤防の内法尻 を結ぶ区域 海域界 No.0 起点から南西66度20分 距離53メート ル No.1 No.0から南東7度 距離245メートル No.2 No.1から南東80度 距離53メートル No.3 No.2から北東75度 距離208メートル No.4 No.3から北東86度 距離242メートル No.5 No.4から南東89度 距離170メートル No.6

				No. 5 から北東82度 距離90メートル No. 7
				No. 6 から南東70度 距離58メートル No. 8
				No. 7 から南東55度 距離427メートル No. 9
				No. 8 から北東90度 距離130メートル No.10
				No. 9 から北東85度20分 距離203.5メートル No.11
				No.10から北東82度 距離74.5メートル No.12
				No.11から北東79度 距離167メートル No.13
				No.12から北東77度 距離159メートル No.14
				No.13から北東73度30分 距離208メートル No.15
				No.14から北東72度 距離277メートル No.16
				No.15から北東30度30分 距離57.5メートル No.17
				No.16から南西14度30分 距離192メートル No.18
				No.17から北西72度 距離8.5メートル No.19
				No.18から北東3度30分 距離136メートル No.20
				No.19から北東9度 距離131メートル No.21
				No.20から北東22度20分 距離26メートル
				以上の各地点を結ぶ区域 区域延長 2,969メートル 施設延長 2,969メートル 区域面積 389,000平方メートル

鹿児島県告示第241号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成28年3月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

国分地区海岸保全区域  
鹿児島県鹿児島湾沿岸国分海岸国分地区海岸

区	域
---	---

起点及び点No. 1 を直線で結んだ線、点No. 1 から点No.163までを順次に直線で結んだ線並びに起点及び点No.163を直線で結んだ線によって囲まれた区域

起点（霧島市隼人町住吉字東川原666番17の起点標石の位置）

- 点No. 1（起点から242度41分10秒6.225メートルの点）
- 点No. 2（点No. 1 から244度41分47秒23.511メートルの点）
- 点No. 3（点No. 2 から188度26分13秒34.036メートルの点）
- 点No. 4（点No. 3 から118度12分6秒185.193メートルの点）
- 点No. 5（点No. 4 から89度22分36秒61.983メートルの点）
- 点No. 6（点No. 5 から104度49分3秒297.209メートルの点）
- 点No. 7（点No. 6 から85度36分5秒288.036メートルの点）
- 点No. 8（点No. 7 から126度7分31秒472.718メートルの点）
- 点No. 9（点No. 8 から85度38分28秒1226.869メートルの点）
- 点No.10（点No. 9 から34度0分0秒62.815メートルの点）
- 点No.11（点No.10から34度0分0秒97.000メートルの点）
- 点No.12（点No.11から41度60分0秒65.000メートルの点）
- 点No.13（点No.12から24度0分0秒61.000メートルの点）
- 点No.14（点No.13から17度45分0秒62.000メートルの点）
- 点No.15（点No.14から4度60分0秒22.000メートルの点）
- 点No.16（点No.15から2度30分0秒147.000メートルの点）
- 点No.17（点No.16から273度43分51秒26.859メートルの点）
- 点No.18（点No.17から274度52分26秒10.131メートルの点）
- 点No.19（点No.18から182度30分2秒35.265メートルの点）
- 点No.20（点No.19から172度40分8秒43.310メートルの点）
- 点No.21（点No.20から178度52分9秒28.643メートルの点）
- 点No.22（点No.21から202度59分20秒9.005メートルの点）
- 点No.23（点No.22から186度40分18秒27.568メートルの点）
- 点No.24（点No.23から198度45分50秒24.209メートルの点）
- 点No.25（点No.24から188度53分28秒32.100メートルの点）
- 点No.26（点No.25から205度16分38秒7.501メートルの点）
- 点No.27（点No.26から218度30分51秒19.263メートルの点）
- 点No.28（点No.27から234度22分38秒9.812メートルの点）
- 点No.29（点No.28から271度21分12秒7.978メートルの点）
- 点No.30（点No.29から241度52分44秒21.718メートルの点）
- 点No.31（点No.30から162度26分47秒6.455メートルの点）
- 点No.32（点No.31から97度59分19秒3.615メートルの点）
- 点No.33（点No.32から213度29分24秒34.940メートルの点）
- 点No.34（点No.33から303度6分42秒3.449メートルの点）
- 点No.35（点No.34から210度39分3秒1.971メートルの点）
- 点No.36（点No.35から299度3分10秒2.586メートルの点）
- 点No.37（点No.36から212度32分38秒75.765メートルの点）
- 点No.38（点No.37から272度12分9秒1.634メートルの点）
- 点No.39（点No.38から212度15分43秒16.740メートルの点）
- 点No.40（点No.39から212度17分14秒12.110メートルの点）
- 点No.41（点No.40から225度54分5秒33.436メートルの点）
- 点No.42（点No.41から266度59分32秒159.131メートルの点）
- 点No.43（点No.42から266度33分44秒288.076メートルの点）
- 点No.44（点No.43から284度50分55秒9.877メートルの点）
- 点No.45（点No.44から211度45分34秒2.194メートルの点）
- 点No.46（点No.45から268度45分17秒4.086メートルの点）
- 点No.47（点No.46から333度57分49秒1.961メートルの点）

点No.48	(点No.47から258度55分9秒10.783メートルの点)
点No.49	(点No.48から325度19分58秒8.170メートルの点)
点No.50	(点No.49から346度14分46秒78.847メートルの点)
点No.51	(点No.50から332度57分20秒10.629メートルの点)
点No.52	(点No.51から310度16分9秒14.995メートルの点)
点No.53	(点No.52から284度8分3秒7.439メートルの点)
点No.54	(点No.53から268度38分15秒29.054メートルの点)
点No.55	(点No.54から252度1分51秒4.886メートルの点)
点No.56	(点No.55から207度40分33秒5.070メートルの点)
点No.57	(点No.56から181度24分24秒88.016メートルの点)
点No.58	(点No.57から213度51分4秒4.385メートルの点)
点No.59	(点No.58から263度6分49秒9.259メートルの点)
点No.60	(点No.59から285度59分11秒8.546メートルの点)
点No.61	(点No.60から299度50分37秒15.973メートルの点)
点No.62	(点No.61から282度18分51秒10.798メートルの点)
点No.63	(点No.62から273度34分35秒11.683メートルの点)
点No.64	(点No.63から250度16分52秒11.881メートルの点)
点No.65	(点No.64から240度19分24秒21.581メートルの点)
点No.66	(点No.65から240度0分7秒15.304メートルの点)
点No.67	(点No.66から264度37分26秒93.733メートルの点)
点No.68	(点No.67から274度30分53秒100.315メートルの点)
点No.69	(点No.68から301度23分58秒11.331メートルの点)
点No.70	(点No.69から230度37分25秒10.196メートルの点)
点No.71	(点No.70から274度25分9秒27.302メートルの点)
点No.72	(点No.71から284度4分24秒33.237メートルの点)
点No.73	(点No.72から9度9分44秒46.015メートルの点)
点No.74	(点No.73から284度4分51秒13.872メートルの点)
点No.75	(点No.74から12度2分7秒14.868メートルの点)
点No.76	(点No.75から288度26分7秒88.495メートルの点)
点No.77	(点No.76から260度49分29秒9.469メートルの点)
点No.78	(点No.77から183度24分28秒118.051メートルの点)
点No.79	(点No.78から198度45分10秒5.372メートルの点)
点No.80	(点No.79から266度11分59秒44.851メートルの点)
点No.81	(点No.80から276度33分25秒16.499メートルの点)
点No.82	(点No.81から287度58分9秒12.214メートルの点)
点No.83	(点No.82から329度32分4秒9.909メートルの点)
点No.84	(点No.83から298度42分4秒4.446メートルの点)
点No.85	(点No.84から320度1分27秒5.737メートルの点)
点No.86	(点No.85から303度10分3秒14.854メートルの点)
点No.87	(点No.86から326度15分37秒18.892メートルの点)
点No.88	(点No.87から352度7分20秒50.402メートルの点)
点No.89	(点No.88から328度25分52秒6.118メートルの点)
点No.90	(点No.89から292度7分15秒14.216メートルの点)
点No.91	(点No.90から268度27分15秒19.180メートルの点)
点No.92	(点No.91から234度27分44秒3.241メートルの点)
点No.93	(点No.92から221度34分3秒49.692メートルの点)
点No.94	(点No.93から233度23分8秒11.267メートルの点)
点No.95	(点No.94から243度17分34秒22.637メートルの点)
点No.96	(点No.95から290度18分53秒7.417メートルの点)
点No.97	(点No.96から202度3分4秒2.676メートルの点)

点No.98	(点No.97から259度46分40秒3.893メートルの点)
点No.99	(点No.98から309度48分20秒2.698メートルの点)
点No.100	(点No.99から253度5分27秒8.205メートルの点)
点No.101	(点No.100から274度45分49秒4.537メートルの点)
点No.102	(点No.101から298度59分9秒87.965メートルの点)
点No.103	(点No.102から302度38分59秒61.733メートルの点)
点No.104	(点No.103から4度56分17秒111.431メートルの点)
点No.105	(点No.104から341度33分54秒6.460メートルの点)
点No.106	(点No.105から298度8分30秒4.331メートルの点)
点No.107	(点No.106から279度49分15秒33.846メートルの点)
点No.108	(点No.107から318度0分46秒3.585メートルの点)
点No.109	(点No.108から0度12分57秒35.393メートルの点)
点No.110	(点No.109から319度40分27秒10.019メートルの点)
点No.111	(点No.110から287度34分22秒7.205メートルの点)
点No.112	(点No.111から276度47分14秒14.154メートルの点)
点No.113	(点No.112から253度31分24秒9.809メートルの点)
点No.114	(点No.113から223度49分8秒6.093メートルの点)
点No.115	(点No.114から209度9分15秒27.255メートルの点)
点No.116	(点No.115から251度55分53秒6.586メートルの点)
点No.117	(点No.116から275度0分54秒24.384メートルの点)
点No.118	(点No.117から268度2分15秒14.263メートルの点)
点No.119	(点No.118から274度53分57秒10.920メートルの点)
点No.120	(点No.119から315度39分31秒2.732メートルの点)
点No.121	(点No.120から345度37分7秒8.939メートルの点)
点No.122	(点No.121から328度45分0秒5.286メートルの点)
点No.123	(点No.122から351度14分14秒3.496メートルの点)
点No.124	(点No.123から269度56分27秒0.629メートルの点)
点No.125	(点No.124から188度15分45秒9.614メートルの点)
点No.126	(点No.125から279度7分6秒26.652メートルの点)
点No.127	(点No.126から268度37分38秒20.389メートルの点)
点No.128	(点No.127から263度27分44秒24.181メートルの点)
点No.129	(点No.128から257度49分3秒47.040メートルの点)
点No.130	(点No.129から256度6分14秒43.815メートルの点)
点No.131	(点No.130から274度49分11秒4.052メートルの点)
点No.132	(点No.131から244度15分33秒6.407メートルの点)
点No.133	(点No.132から259度14分52秒18.405メートルの点)
点No.134	(点No.133から329度49分9秒23.306メートルの点)
点No.135	(点No.134から317度47分34秒2.578メートルの点)
点No.136	(点No.135から293度29分55秒5.569メートルの点)
点No.137	(点No.136から268度37分11秒7.374メートルの点)
点No.138	(点No.137から243度6分36秒10.506メートルの点)
点No.139	(点No.138から225度0分0秒10.048メートルの点)
点No.140	(点No.139から214度39分40秒9.448メートルの点)
点No.141	(点No.140から276度44分10秒124.935メートルの点)
点No.142	(点No.141から255度37分48秒5.547メートルの点)
点No.143	(点No.142から221度39分49秒7.014メートルの点)
点No.144	(点No.143から196度52分33秒27.814メートルの点)
点No.145	(点No.144から268度16分54秒5.155メートルの点)
点No.146	(点No.145から281度42分36秒66.040メートルの点)
点No.147	(点No.146から316度56分20秒13.252メートルの点)

点No.148	(点No.147から357度13分34秒28.123メートルの点)
点No.149	(点No.148から349度51分33秒15.694メートルの点)
点No.150	(点No.149から342度16分22秒9.471メートルの点)
点No.151	(点No.150から322度24分39秒10.582メートルの点)
点No.152	(点No.151から299度53分56秒8.196メートルの点)
点No.153	(点No.152から276度 3 分42秒5.046メートルの点)
点No.154	(点No.153から251度49分40秒6.123メートルの点)
点No.155	(点No.154から240度15分18秒7.160メートルの点)
点No.156	(点No.155から225度28分25秒7.599メートルの点)
点No.157	(点No.156から208度30分21秒35.945メートルの点)
点No.158	(点No.157から259度36分36秒42.508メートルの点)
点No.159	(点No.158から274度19分33秒38.544メートルの点)
点No.160	(点No.159から259度24分48秒46.830メートルの点)
点No.161	(点No.160から272度50分 3 秒12.701メートルの点)
点No.162	(点No.161から288度26分 6 秒8.937メートルの点)
点No.163	(点No.162から297度55分16秒75.206メートルの点)

鹿児島県告示第242号

昭和33年 4 月 1 日鹿児島県告示第253の 2 号で指定した海岸保全区域のうち、次の区域の指定を、海岸法（昭和31年法律第101号）第 3 条第 1 項の規定により廃止する。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

沿岸名	海岸名	起 点	終 点	陸 海 域 界
鹿児島湾 沿岸	隼人海岸 住吉地区 海岸	霧島市隼 人町大字 真孝770 番地南側 護岸南角	霧島市隼 人町大字 住吉向河 原713ノ 29番地 (旧)南 西角から 43度50分 距離12メ ートルの 地点	陸域界
				起点及び終点間の干拓内堤塘内法尻を結ぶ区域、但し、潮遊池附近においては、潮遊池堤防内法尻を結ぶ区域
				海域界
				No.0
				起点から北西66度 距離9.6メートル
				No.1
				No.0から南西21度 距離168メートル
				No.2
				No.1から北西69度 距離38.4メートル
				No.3
No.2から南西33度 距離792メートル				
No.4				
No.3から南東66度 距離103.2メートル				
No.5				
No.4から南東11度 距離180メートル				
No.6				
No.5から南東9度 距離256.8メートル				
No.7				
No.6から南東18度 距離316.8メートル				
No.8				
No.7から南東50度 距離458.4メートル				

				No. 9 No. 8 から南東54度 距離264メートル
				No.10 No. 9 から北東88度 距離93.6メートル
				No.11 No.10から北東30度 距離213.6メートル
				No.12 No.11から北東21度 距離160.8メートル
				No.13 No.12から北東29度 距離103.2メートル
				No.14 No.13から北東16度 距離175.2メートル
				No.15 No.16から北西5度 距離100.8メートル
				No.16 No.15から北東20度 距離115.2メートル
				No.17 No.16から北東32度 距離69.6メートル
				No.18 No.17から北西19度 距離38.4メートル
				以上の各地点を結ぶ区域 区域延長 1,945メートル 施設延長 1,945メートル 区域面積 733,500平方メートル

鹿児島県告示第243号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により，海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

住吉地区海岸保全区域

鹿児島県鹿児島湾沿岸隼人海岸住吉地区海岸

区	域
起点及び点No. 1 を直線で結んだ線，点No. 1 から点No.67までを順次に直線で結んだ線並びに起点及び点No.67を直線で結んだ線によって囲まれた区域	
起点	（霧島市隼人町真孝字船囲718番7の起点標石の位置）
点No. 1	（起点から294度56分38秒3.974メートルの点）
点No. 2	（点No. 1 から294度7分2秒33.473メートルの点）
点No. 3	（点No. 2 から203度52分36秒469.719メートルの点）
点No. 4	（点No. 3 から199度38分24秒347.844メートルの点）
点No. 5	（点No. 4 から165度51分48秒819.593メートルの点）
点No. 6	（点No. 5 から127度41分49秒526.537メートルの点）
点No. 7	（点No. 6 から101度3分43秒429.457メートルの点）
点No. 8	（点No. 7 から10度55分16秒841.995メートルの点）

点No.9	(点No.8から356度19分32秒28.446メートルの点)
点No.10	(点No.9から261度8分19秒34.564メートルの点)
点No.11	(点No.10から257度54分7秒13.646メートルの点)
点No.12	(点No.11から277度18分44秒9.115メートルの点)
点No.13	(点No.12から191度37分25秒33.389メートルの点)
点No.14	(点No.13から191度43分53秒135.197メートルの点)
点No.15	(点No.14から190度58分11秒589.876メートルの点)
点No.16	(点No.15から235度58分54秒39.864メートルの点)
点No.17	(点No.16から280度57分29秒295.538メートルの点)
点No.18	(点No.17から299度11分25秒17.451メートルの点)
点No.19	(点No.18から267度23分51秒3.749メートルの点)
点No.20	(点No.19から294度28分44秒11.503メートルの点)
点No.21	(点No.20から307度52分10秒237.112メートルの点)
点No.22	(点No.21から305度49分48秒20.562メートルの点)
点No.23	(点No.22から307度54分47秒134.870メートルの点)
点No.24	(点No.23から311度17分43秒17.783メートルの点)
点No.25	(点No.24から321度48分59秒14.701メートルの点)
点No.26	(点No.25から334度26分47秒21.347メートルの点)
点No.27	(点No.26から343度39分19秒13.045メートルの点)
点No.28	(点No.27から24度47分16秒76.368メートルの点)
点No.29	(点No.28から341度1分38秒42.576メートルの点)
点No.30	(点No.29から287度22分12秒25.602メートルの点)
点No.31	(点No.30から340度57分46秒117.718メートルの点)
点No.32	(点No.31から306度57分10秒41.647メートルの点)
点No.33	(点No.32から348度0分11秒78.755メートルの点)
点No.34	(点No.33から37度11分50秒37.928メートルの点)
点No.35	(点No.34から348度16分4秒27.230メートルの点)
点No.36	(点No.35から306度51分35秒51.319メートルの点)
点No.37	(点No.36から349度23分41秒347.631メートルの点)
点No.38	(点No.37から358度13分19秒23.603メートルの点)
点No.39	(点No.38から46度51分46秒2.029メートルの点)
点No.40	(点No.39から46度2分57秒9.831メートルの点)
点No.41	(点No.40から352度34分43秒17.071メートルの点)
点No.42	(点No.41から13度41分24秒13.441メートルの点)
点No.43	(点No.42から82度23分0秒17.595メートルの点)
点No.44	(点No.43から68度28分54秒8.248メートルの点)
点No.45	(点No.44から21度11分10秒23.163メートルの点)
点No.46	(点No.45から326度35分3秒48.804メートルの点)
点No.47	(点No.46から351度34分23秒4.928メートルの点)
点No.48	(点No.47から9度39分55秒24.542メートルの点)
点No.49	(点No.48から19度34分7秒80.392メートルの点)
点No.50	(点No.49から23度32分42秒44.445メートルの点)
点No.51	(点No.50から66度2分15秒17.782メートルの点)
点No.52	(点No.51から98度8分46秒30.581メートルの点)
点No.53	(点No.52から77度2分50秒6.176メートルの点)
点No.54	(点No.53から44度17分2秒6.810メートルの点)
点No.55	(点No.54から22度42分10秒6.393メートルの点)
点No.56	(点No.55から352度6分30秒6.137メートルの点)
点No.57	(点No.56から328度8分38秒32.978メートルの点)
点No.58	(点No.57から295度50分40秒26.517メートルの点)

点No.59	(点No.58から21度 2 分32秒126.807メートルの点)
点No.60	(点No.59から18度47分14秒26.749メートルの点)
点No.61	(点No.60から291度55分47秒2.841メートルの点)
点No.62	(点No.61から24度 6 分37秒75.441メートルの点)
点No.63	(点No.62から112度38分41秒2.657メートルの点)
点No.64	(点No.63から23度30分52秒95.242メートルの点)
点No.65	(点No.64から21度 6 分 3 秒38.773メートルの点)
点No.66	(点No.65から23度54分13秒61.072メートルの点)
点No.67	(点No.66から295度43分11秒6.039メートルの点)

鹿児島県告示第244号

昭和33年 4 月 1 日鹿児島県告示第253の 2 号で指定した海岸保全区域のうち、次の区域の指定を、海岸法（昭和31年法律第101号）第 3 条第 1 項の規定により廃止する。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

沿岸名	海岸名	起 点	終 点	陸 海 域 界
鹿児島湾 沿岸	隼人海岸 真孝地区 海岸	霧島市隼 人町真孝 715番地 東方10メ ートル浜 之市港突 堤取付部	霧島市隼 人町真孝 西 浜 田 3,724番 地北西方 15メート ル清水橋 ( 国 道 橋) 左岸 橋台取付 部	陸域界 起点及び終点間の干拓堤防内法尻を結ぶ 区域、但し潮遊池附近は、潮遊池堤防内法 尻を結ぶ区域 海域界 No.0 起点から南東33度 距離38メートル No.1 No.0 から南東19度 距離648メートル No.2 No.1 から南西46度 距離180メートル No.3 No.2 から南西61度 距離52メートル No.4 No.3 から南西74度 距離72メートル No.5 No.4 から南西89度 距離43メートル No.6 No.5 から北西67度 距離108メートル No.7 No.6 から北西60度 距離60メートル No.8 No.7 から北西58度 距離264メートル No.9 No.8 から南西49度 距離12メートル No.10 No.9 から南西73度 距離36メートル No.11 No.10から北西89度 距離29メートル No.12 No.11から北西61度 距離36メートル No.13 No.12から北西30度 距離48メートル No.14

				No.13から北東20度 距離36メートル
				No.15
				No.14から北西55度 距離127メートル
				No.16
				No.15から北西35度 距離360メートル
				No.17
				No.16から北西45度 距離420メートル
				No.18
				No.17から北東20度 距離288メートル
				No.19
				No.18から北東39度 距離64メートル
				No.20
				No.19から北東30度 距離120メートル
				No.21
				No.20から北東24度 距離33メートル
				No.22
				No.21から北東15度 距離55メートル
				以上の各地点を結ぶ区域
				区域延長 2,653メートル
				施設延長 2,653メートル
				区域面積 303,000平方メートル

鹿児島県告示第245号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により，海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

真孝地区海岸保全区域

鹿児島県鹿児島湾沿岸隼人海岸真孝地区海岸

区	域
起点及び点No.1を直線で結んだ線，点No.1から点No.70までを順次に直線で結んだ線並びに起点及び点No.70を直線で結んだ線によって囲まれた区域 起点（霧島市隼人町真孝字新前田2715番7の起点標石の位置） 点No.1（起点から113度43分52秒40.169メートルの点） 点No.2（点No.1から112度47分36秒29.999メートルの点） 点No.3（点No.2から202度47分36秒60.090メートルの点） 点No.4（点No.3から247度10分56秒33.311メートルの点） 点No.5（点No.4から201度3分53秒247.277メートルの点） 点No.6（点No.5から206度14分29秒442.522メートルの点） 点No.7（点No.6から287度59分1秒186.944メートルの点） 点No.8（点No.7から297度21分47秒359.245メートルの点） 点No.9（点No.8から314度38分2秒238.214メートルの点） 点No.10（点No.9から328度10分12秒258.747メートルの点） 点No.11（点No.10から328度58分4秒409.799メートルの点） 点No.12（点No.11から10度19分44秒142.636メートルの点） 点No.13（点No.12から33度14分32秒193.750メートルの点） 点No.14（点No.13から22度22分0秒114.256メートルの点） 点No.15（点No.14から0度29分11秒34.819メートルの点） 点No.16（点No.15から314度19分33秒9.587メートルの点） 点No.17（点No.16から55度32分14秒10.195メートルの点）	

点No.18	(点No.17から134度19分33秒10.498メートルの点)
点No.19	(点No.18から162度47分5秒3.246メートルの点)
点No.20	(点No.19から178度48分24秒16.771メートルの点)
点No.21	(点No.20から183度36分41秒9.017メートルの点)
点No.22	(点No.21から106度9分57秒4.787メートルの点)
点No.23	(点No.22から137度7分11秒11.407メートルの点)
点No.24	(点No.23から189度55分27秒30.276メートルの点)
点No.25	(点No.24から195度34分8秒41.974メートルの点)
点No.26	(点No.25から202度1分16秒74.569メートルの点)
点No.27	(点No.26から216度3分3秒78.031メートルの点)
点No.28	(点No.27から211度12分2秒14.498メートルの点)
点No.29	(点No.28から194度2分10秒4.681メートルの点)
点No.30	(点No.29から198度19分52秒76.082メートルの点)
点No.31	(点No.30から186度57分43秒88.253メートルの点)
点No.32	(点No.31から172度4分45秒14.340メートルの点)
点No.33	(点No.32から160度6分14秒9.281メートルの点)
点No.34	(点No.33から145度14分0秒70.907メートルの点)
点No.35	(点No.34から142度24分17秒80.018メートルの点)
点No.36	(点No.35から143度55分42秒189.102メートルの点)
点No.37	(点No.36から157度12分27秒8.295メートルの点)
点No.38	(点No.37から175度56分41秒51.326メートルの点)
点No.39	(点No.38から147度39分32秒92.986メートルの点)
点No.40	(点No.39から142度55分3秒36.613メートルの点)
点No.41	(点No.40から147度39分30秒70.239メートルの点)
点No.42	(点No.41から153度47分21秒35.722メートルの点)
点No.43	(点No.42から139度23分55秒10.817メートルの点)
点No.44	(点No.43から123度29分12秒144.824メートルの点)
点No.45	(点No.44から76度7分45秒9.133メートルの点)
点No.46	(点No.45から56度32分0秒46.041メートルの点)
点No.47	(点No.46から66度14分28秒14.283メートルの点)
点No.48	(点No.47から94度5分8秒9.844メートルの点)
点No.49	(点No.48から118度58分37秒28.992メートルの点)
点No.50	(点No.49から137度16分38秒9.785メートルの点)
点No.51	(点No.50から168度36分20秒7.345メートルの点)
点No.52	(点No.51から192度33分15秒15.057メートルの点)
点No.53	(点No.52から118度11分46秒190.158メートルの点)
点No.54	(点No.53から120度54分38秒34.259メートルの点)
点No.55	(点No.54から118度42分36秒69.200メートルの点)
点No.56	(点No.55から60度46分30秒54.529メートルの点)
点No.57	(点No.56から74度4分59秒32.220メートルの点)
点No.58	(点No.57から84度34分48秒41.187メートルの点)
点No.59	(点No.58から118度8分35秒49.305メートルの点)
点No.60	(点No.59から31度2分34秒122.557メートルの点)
点No.61	(点No.60から28度0分23秒43.472メートルの点)
点No.62	(点No.61から24度44分54秒35.724メートルの点)
点No.63	(点No.62から22度45分35秒118.285メートルの点)
点No.64	(点No.63から1度53分5秒6.174メートルの点)
点No.65	(点No.64から346度44分26秒18.988メートルの点)
点No.66	(点No.65から23度19分47秒25.781メートルの点)
点No.67	(点No.66から34度52分51秒15.657メートルの点)

点No.68 (点No.67から19度42分29秒35.158メートルの点)  
 点No.69 (点No.68から116度43分48秒3.081メートルの点)  
 点No.70 (点No.69から42度46分11秒12.875メートルの点)

鹿児島県告示第246号

昭和33年 4 月 1 日鹿児島県告示第253の 2 号で指定した海岸保全区域のうち、次の区域の指定を、海岸法(昭和31年法律第101号)第 3 条第 1 項の規定により廃止する。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

沿岸名	海岸名	起 点	終 点	陸 海 域 界
鹿児島湾 沿岸	加治木海 岸振興地 区海岸	始良市加 治木町大 字木田字 錦江301 番地南側 東端から 南東40度 距離6メ ートルの 地点	始良市加 治木町大 字木田字 須崎口部 落道起点 三叉路南 端(木田 1,924番 地)から 南々西方 向へ20度 距離105 メートル の地点	陸域界 起点及び終点間の干拓堤防内法尻を結ぶ 区域、但し、潮遊池附近においては、潮遊 池堤防内法尻を結ぶ区域 海域界 No.0 起点から南東73度 距離100メートル No.1 No.0から南西26度 距離195メートル No.2 No.1から南西13度 距離198メートル No.3 No.2から南西21度30分 距離210メー トル No.4 No.3から南西72度10分 距離154メー トル No.5 No.4から南西55度30分 距離300メー トル No.6 No.5から南西64度 距離300メートル No.7 No.6から南西60度10分 距離593メー トル No.8 No.7から南西56度 距離269メートル No.9 No.8から北西32度 距離209メートル No.10 No.9から北西16度 距離165メートル No.11 No.10から北西3度 距離193メートル 以上の各地点を結ぶ区域 区域延長 2,525メートル 施設延長 2,525メートル 区域面積 318,500平方メートル

鹿児島県告示第247号

海岸法(昭和31年法律第101号)第 3 条第 1 項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指

定する。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

振興地区海岸保全区域

鹿児島県鹿児島湾沿岸加治木海岸振興地区海岸

区	域
起点及び点No. 1 を直線で結んだ線，点No. 1 から点No.70までを順次に直線で結んだ線並びに起点及び点No.70を直線で結んだ線によって囲まれた区域	
起点	(始良市加治木町錦江町301番地先の起点標石の位置)
点No. 1	(起点から105度49分46秒2.012メートルの点)
点No. 2	(点No. 1 から101度31分 4 秒29.850メートルの点)
点No. 3	(点No. 2 から190度 8 分38秒561.265メートルの点)
点No. 4	(点No. 3 から235度 5 分16秒537.939メートルの点)
点No. 5	(点No. 4 から235度28分13秒1094.083メートルの点)
点No. 6	(点No. 5 から316度16分40秒185.955メートルの点)
点No. 7	(点No. 6 から348度43分45秒324.973メートルの点)
点No. 8	(点No. 7 から 1 度 7 分51秒38.295メートルの点)
点No. 9	(点No. 8 から94度 0 分50秒30.000メートルの点)
点No.10	(点No. 9 から112度29分 9 秒15.724メートルの点)
点No.11	(点No.10から189度38分46秒11.438メートルの点)
点No.12	(点No.11から170度 5 分25秒34.552メートルの点)
点No.13	(点No.12から168度41分22秒88.727メートルの点)
点No.14	(点No.13から161度40分51秒11.357メートルの点)
点No.15	(点No.14から158度44分24秒73.634メートルの点)
点No.16	(点No.15から157度43分47秒33.782メートルの点)
点No.17	(点No.16から152度50分57秒39.065メートルの点)
点No.18	(点No.17から147度55分54秒107.951メートルの点)
点No.19	(点No.18から125度42分24秒5.867メートルの点)
点No.20	(点No.19から106度25分45秒6.053メートルの点)
点No.21	(点No.20から70度39分55秒4.496メートルの点)
点No.22	(点No.21から54度50分27秒533.730メートルの点)
点No.23	(点No.22から27度14分27秒7.969メートルの点)
点No.24	(点No.23から333度55分33秒15.902メートルの点)
点No.25	(点No.24から27度28分28秒2.966メートルの点)
点No.26	(点No.25から51度25分34秒10.974メートルの点)
点No.27	(点No.26から358度29分33秒4.001メートルの点)
点No.28	(点No.27から328度16分59秒90.958メートルの点)
点No.29	(点No.28から48度 3 分17秒8.032メートルの点)
点No.30	(点No.29から59度 0 分 6 秒14.921メートルの点)
点No.31	(点No.30から147度 8 分47秒97.775メートルの点)
点No.32	(点No.31から130度 2 分41秒4.570メートルの点)
点No.33	(点No.32から97度41分12秒6.121メートルの点)
点No.34	(点No.33から55度26分14秒102.341メートルの点)
点No.35	(点No.34から47度21分48秒16.593メートルの点)
点No.36	(点No.35から 3 度55分33秒7.610メートルの点)
点No.37	(点No.36から338度 4 分41秒54.872メートルの点)
点No.38	(点No.37から56度42分 2 秒107.309メートルの点)
点No.39	(点No.38から332度 0 分43秒14.551メートルの点)
点No.40	(点No.39から352度41分39秒8.780メートルの点)
点No.41	(点No.40から 3 度 4 分56秒9.690メートルの点)

点No.42	(点No.41から 9 度17分36秒8.297メートルの点)
点No.43	(点No.42から 25度31分47秒11.053メートルの点)
点No.44	(点No.43から 48度50分54秒11.764メートルの点)
点No.45	(点No.44から 55度 7 分 3 秒118.049メートルの点)
点No.46	(点No.45から 53度27分32秒10.376メートルの点)
点No.47	(点No.46から 24度52分49秒11.323メートルの点)
点No.48	(点No.47から 357度10分 0 秒14.681メートルの点)
点No.49	(点No.48から 343度34分58秒8.691メートルの点)
点No.50	(点No.49から 325度34分22秒25.673メートルの点)
点No.51	(点No.50から 56度15分18秒10.787メートルの点)
点No.52	(点No.51から 140度 2 分33秒7.186メートルの点)
点No.53	(点No.52から 109度44分 9 秒49.390メートルの点)
点No.54	(点No.53から 123度53分46秒11.478メートルの点)
点No.55	(点No.54から 138度18分30秒89.892メートルの点)
点No.56	(点No.55から 109度10分44秒1.282メートルの点)
点No.57	(点No.56から 147度23分59秒5.373メートルの点)
点No.58	(点No.57から 85度40分 4 秒3.484メートルの点)
点No.59	(点No.58から 58度 8 分15秒436.214メートルの点)
点No.60	(点No.59から 59度14分21秒30.564メートルの点)
点No.61	(点No.60から 30度24分45秒5.663メートルの点)
点No.62	(点No.61から 11度28分25秒108.768メートルの点)
点No.63	(点No.62から 101度18分24秒1.820メートルの点)
点No.64	(点No.63から 11度34分31秒310.196メートルの点)
点No.65	(点No.64から 11度57分45秒28.388メートルの点)
点No.66	(点No.65から 42度34分24秒8.791メートルの点)
点No.67	(点No.66から 15度 2 分24秒39.349メートルの点)
点No.68	(点No.67から 75度37分 8 秒4.238メートルの点)
点No.69	(点No.68から 32度23分58秒3.242メートルの点)
点No.70	(点No.69から 16度34分13秒17.902メートルの点)

**鹿児島県告示第248号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年3月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	58号	熊毛郡中種子町野間字西ノ門6945番1地先から同町野間字大長野6379番2地先まで	前	12.0～70.5	60.0
			後	12.0～37.5	60.0

**鹿児島県告示第249号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年3月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	西之表南種子線	熊毛郡南種子町西之字祭山7376番1地先から同町西之字銭亀7020番3地先まで	前後	7.6～13.9 13.9～20.2	190.0 190.0

**鹿児島県告示第250号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年3月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	西之表南種子線	熊毛郡南種子町西之字祭山7376番1地先から同町西之字銭亀7020番3地先まで	平成28年 3月15日

**鹿児島県告示第251号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年3月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	名瀬瀬戸内線	奄美市名瀬永田町7番9地先から同市名瀬末広町14番20地先まで	平成28年 3月15日

**鹿児島県告示第252号**

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項の規定により、港湾区域に接する海岸保全区域のうち、港湾管理者の長である長島町長が管理することが適当であると認め、知事と協議して定める区域は、次のとおりとする。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

沿岸名	海岸名	地区海岸名	指定区域
八代海沿岸	長島海岸	口之福浦地区海岸	昭和36年3月31日鹿児島県告示第415号の3をもって海岸保全区域として指定した区域のうち長島港（口之福浦地区）港湾区域に接する区域

**鹿児島県告示第253号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により、鹿児島港港湾計画の一部を次のとおり変更した。

なお、変更後の鹿児島港港湾計画は、鹿児島県土木部港湾空港課（鹿児島市鴨池新町10番1

号) において縦覧に供する。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島港港湾管理者 鹿児島県  
代表者 鹿児島県知事 伊藤祐一郎

港湾計画の変更の概要

平成 5 年 8 月 11 日鹿児島県告示第1331号によりその概要を告示した鹿児島港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 係留施設計画

岸壁 (変更)

地区名	公共用又は専用の別	水深 (メートル)	延長 (メートル)	用途
谷山二区	専用	10.0	250	一般船用

2 土地利用計画 (変更)

地区名	面積 (ヘクタール)	用途
谷山二区	90 ( 90)	埠頭用地
	4 ( 4)	港湾関連用地
	383 (383)	工業用地
	15 ( 15)	交通機能用地
	35 ( 35)	危険物取扱施設用地
	14 ( 14)	緑地

備考 括弧書は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画面積で内数である。

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

( 3 工区)

出水市文化町340番 2, 340番 3, 341番 1, 342番 1, 343番 1, 344番, 345番, 346番, 346番 1, 346番 2, 347番, 348番, 349番, 350番, 351番, 352番, 353番, 354番の一部, 355番の一部, 356番の一部及び357番 1 の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

出水市文化町358番地

出水酒造株式会社

代表取締役 東孝昭

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県農業開発総合センター所長 大津清司

1 落札に係る物品等の名称及び数量

鹿児島県農業開発総合センターで使用する電気

年間予想使用電力量 3,098,000キロワットアワー

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県農業開発総合センター管理部総務管理課

南さつま市金峰町大野2200番地

- 3 落札者を決定した日  
平成28年 2 月 25 日
- 4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額
  - (1) 丸紅株式会社  
東京都千代田区大手町一丁目 4 番 2 号  
予想使用電力料金 26,586,504円 (耕種試験研究施設分)  
予想使用電力料金 21,800,484円 (農業大学校分)
  - (2) 九州電力株式会社加世田営業所  
南さつま市加世田地頭所町 1 - 5  
予想使用電力料金 4,604,391円 (農業大学校付帯施設分)
- 5 特定調達契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成28年 1 月 15 日

**教育委員会教育長告示**

**鹿児島県教育委員会教育長告示第 1 号**

学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第55条の規定により, 次のとおり技能教育のための施設として指定した。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

- 1 技能教育のための施設の名称及び所在地  
肝付町立高山准看護学校  
肝属郡肝付町前田1072番地 1
- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目  
(看護に関する科目)

連 携 措 置 に 係 る 科 目		連携措置に係る科目に対応する 高等学校の科目
専門基礎科目	看護と倫理	基礎看護
専門科目	基礎看護	
	看護概論	
	基礎看護技術 臨床看護概論	
専門基礎科目	人体の仕組みと働き	人体と看護
	食生活と栄養	疾病と看護
	感染と予防	
	薬物と看護	
	疾病の成り立ち	生活と看護
	患者の心理	
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	
専門科目	成人看護	成人看護
	老年看護	老年看護
	母子看護	母性看護
		小児看護
	精神看護	精神看護
	臨地実習	基礎看護
成人看護		
老年看護		
母子看護		

精神看護

- 3 指定年月日  
平成28年 3 月 4 日

## 選挙管理委員会告示

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、平成27年12月15日鹿児島県選挙管理委員会告示第53号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	27, 313	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	270, 705	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区	148, 454
	鹿屋市・垂水市区	32, 417
	枕崎市区	6, 279
	阿久根市・出水郡区	9, 160
	出水市区	14, 720
	指宿市区	11, 897
	西之表市・熊毛郡区	11, 983
	薩摩川内市区	26, 235
	日置市区	13, 632
	曾於市区	10, 835
	霧島市・始良郡区	36, 452
	いちき串木野市区	8, 134
	南さつま市区	10, 011
	志布志市・曾於郡区	12, 755
	奄美市区	13, 664
	南九州市区	10, 420
伊佐市区	7, 802	
始良市区	20, 496	
薩摩郡区	6, 355	
肝属郡区	11, 142	
大島郡区	17, 256	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超	270, 705	

える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

地方自治法第86条第 1 項に基づく副知事，選挙管理委員，監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第30号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年 3 月 15 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R A リング 呪い再び F P I Z	株式会社藤商事	6P0056
ぱちんこ遊技機	C R グラップラー刃牙 N - T	株式会社ニューギン	5P1483
ぱちんこ遊技機	C R 牙狼復刻版 X X - V V	株式会社サンセイアー ルアンドディ	6P0066
ぱちんこ遊技機	C R 織田信奈の野望 M A	株式会社ソフィア	6P0002
ぱちんこ遊技機	C R 銀河機攻隊マジエスティック プリンス A M - F	株式会社大一商会	6P0077
回胴式遊技機	アステカ太陽の紋章 A E	株式会社エレコ	6S0049
回胴式遊技機	翠星のガルガンティア S	株式会社ディ・ライト	5S1426